

子どもセンターののさん News Letter

No. 5

2014年7月25日発行

ご挨拶

NPO 法人子どもセンターののさんへの日頃のご支援、ご協力ありがとうございます。

子どもシェルター「はるの家」は、開設して3年目に入りました。今晩寝る場所のない子ども達のためのシェルターを作りたい、京都でもできるのではないかという思いから、NPO 法人を設立し準備を始めたところ、いろいろな幸運に恵まれ、「はるの家」を開設することができましたが、既存の制度、施設ではない子どもシェルターの運営は、毎日が出たと勝負の状態でした。数年前は京都で子どもシェルターが運営できるなんてとても考えられなかったことに比べると、皆様に支えられて3年目を迎えることができ、子どもの権利擁護について、かすかな前進ですが変化の兆しを感じています。

しかし、子どもを取り巻く状況は厳しく、2013年度はのべ20人の子ども達が入所しました。2013年度の特徴としては、親の暴力、性的な虐待等に耐えられなくなった子どもが自ら関係機関に保護を求め、「はるの家」にやってきたケースが少なくなかったことです。児童虐待について、以前に比べれば市民の関心が高まり、関係機関の理解も深まったにも関わらず、まだ周囲に気付かれないまま、長年、虐待環境の中で生活をしている子どもが居るのです。

少年事件とシェルターの関わり

「なぜ弁護士さんが子どもシェルターをやるんですか？」こういう素朴な質問を、ときどき受けます。一般にはドラマなどの影響で「弁護士」とは、法廷で裁判官や検察官と鋭い問答を繰り広げている人たちだ、と思われているのでしょうか。ここでは、少年事件における弁護士の関わり方からご説明します。まずは、少年事件について大枠だけご説明します。罪を犯した少年(男女とも)は、警察や検察で取調べを受けた後、家庭裁判所に送られます。一定の事件では、家庭裁判所で審判を受けます。審判の結果によって、少年院に入ったり、保護観察を受けたりすることがあります。審判は、非公開の審判廷で、裁判官主導で行われます。審判は、少年に反省を促し、自立更生の意欲を喚起することに重きを置いて進められます。

この少年事件で弁護士は、少年の「付添人」として活動します。刑事ドラマの「辩护人」のように無罪を主張することもあります。大抵は罪を認めた上で、どのように立ち直っていくかということを中心に検討します。具体的には、少年と面会を繰り返して内省を深めるよう促します。保護者や学校の教員や雇主などと面接して、今後の関わり方や受け入れ態勢について協議や働きかけを行います。審判にも同席し、少年の立ち直りのために相応しい処分について意見を述べます。

さて、このような少年事件の手続きに関連して、主に次のような場面で、少年たちはシェルターを利用することがあります。

① 試験観察の補導委託の受け入れ

「試験観察」とは、1回の審判で結論を出すよりも、しばらく少年に社会生活を送らせてその様子を観察したほうが良い場合に行われます。その際、少年を民間団体に委ねることを「補導委託」といいます。子どもシェルターが補導委託を受託して試験観察中の少年を受け入れ、家庭的な生活環境を提供して立ち直りを支援することがあります。

ののさんでは、行き場所がない子どもは、「はるの家」の空きがあるがぎり、受け入れたいと考えています。「はるの家」は、中学卒業後の年長児の子どもを主な対象にしていますが、上記の方針のもと、この2年間で、重い問題を抱えるふたりの小学6年生が「はるの家」に入所しました。年長児を対象とした「はるの家」では、義務教育課程の子どもの遊びや学習を十分に保障できないところがありますので、できれば、児童相談所の一時保護所のほうが子ども達の成長には良いのではないかと迷いながら、受け入れました。二人とも入所期間中に大きく成長し、安全な普通の暮らしと大人のあたたかな日常的な関わりの大切さを実感しました。これからも、シェルターが必要な子どもは、空きがある限りは受け入れたいと思います。

最後に、約1年5ヶ月務めていただいたスタッフが退職し、この4月から、新しいスタッフを迎えました。「はるの家」のあたたかさにびったりの方です。

子どものシェルターの広報、支援の力量アップ、当法人の安定的経営等、課題はたくさんありますが、皆さんのご支援、ご協力をいただきながら、子ども達の持つ愛らしさと成長への力に支えられて、3年目もあたたかい「はるの家」であり続けたいと思います。

理事長 安保千秋

② 少年院仮退院者の受け入れ

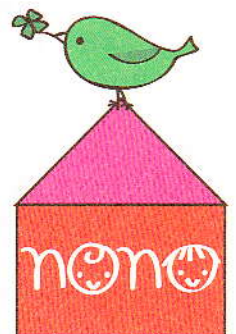
少年院に入った少年は、処遇段階を終了後、地方更生保護委員会の許可を得て「仮退院」となります。仮退院できても、身寄りがなければ安定した生活を営むことは困難です。生活が落ち着かないと、再び非行に陥ったり、逆に犯罪の被害に遭ったりしてしまうおそれがあります。そこで、子どもシェルターが少年院から仮退院する少年を③の自立準備ホームとして受け入れ、安定した生活を送れるよう支援することがあります。

③ 保護観察所に自立準備ホームとして登録

「保護観察」とは、社会生活を送りながら、保護観察所の指導監督のもと、定期的に保護司を訪ねたりさせて、立ち直りを見守る制度です。審判で保護観察を言い渡された少年も、少年院を仮退院した少年も、保護観察を受けます。2011年から開始された「自立準備ホーム」は、刑務所や少年院などを出た後、帰る家のない人が、自立できるまで一時的に住むことのできる民間の施設です。各施設が特長を生かして、自立に向けた生活指導などを行うことができます。子どもシェルターは保護観察所に自立準備ホームとして登録し、保護観察を受けることになって住居のない少年を受け入れ、自立に向けた支援を行うことがあります。

弁護士として少年事件に関わっていると、少年の受け入れ先を何とか見つけたい、という場面に出合います。そんなとき、①～③の役割を果たせる子どもシェルターがあれば少年の立ち直りにきっと役立ちます。このことが、弁護士が子どもシェルターに関わる一つの動機になっています。

理事 小町崇幸



「はるの家」のレシピより

「はるの家」では、事情があって「家族と一緒に生活」ができなくなった子どもが職員（宿泊スタッフを含む）と一緒に過ごしています。職員・スタッフには、子どもの気持ちに寄り添い向き合う日常生活と、仕事としてやるべきさまざまな多くの業務があります。

私は、昼食、夕食をつくることで少しでもお手伝いできればと思い、日勤ボランティアとして関わっています。出来立ての昼食をみんなで一緒に食べたりおしゃべりを通して、実は私自身の元気の源となる時間を過ごしています。開設から2年たち、家庭料理中心のレシピから心に残るほんの一部を紹介します。



■じゃがチーズ ○材料 … じゃがいも、とろけるチーズ、塩、サラダオイル

皮をむき、洗って水にさらしたじゃがいもを軽くゆでた後にザルにあげる。フライパンにオイルを少しひき、じゃがいもを焦げ目が全体につくくらいに焼く。塩を少々ふってまぜたあと、とろけるチーズをいれる。チーズを加えてさらにチーズがカリッと焼けると出来上がり。※子どもだけではなく大人にも大人気。みんなの味見を見越して1.5倍はつくる。

■きつねうどん ○材料 … うどん、揚げ、ネギ、出し昆布、かつおぶし、砂糖、塩、みりん、淡口しょうゆ

おいしくなるように普通につくる。

※昼食時、声をかけても前夜の夜やってきた子どもは自室のまま…。大江施設長が部屋に食事を届けられ、食べ終わったであろう頃合いをみて食器をさげてくださった。だし汁まですっかりからっぽになった食器をみて、思わずふたりでほっと笑顔になりました。

■チーズ入りハンバーグ ○材料 … 合挽きミンチ、玉ねぎ、塩、コショウ、ナツメグ、固形チーズ、卵、パン粉、牛乳

ハンバーグの種のなかに固形チーズを適当な大きさに切って入れる。

焼きたてはチーズがとけておいしい。さめたときは電子レンジで暖め直すよ。

※ある日のこと、みんなのリクエストでハンバーグと付け合せの一品にじゃがチーズをつくることになりました。ハンバーグの種をまとめていると、「チーズ入りのハンバーグがいいな」とカウンター越しにつぶやく声が。「そうやねー、今日は固形チーズがないし、次につくるハンバーグにはチーズ入れるしね」という私の言葉を待たず彼女は二階の自室へ。

チーズが入っているかどうかより、ささやかな、いえ、彼女にとって精一杯の提案にもかかわらず、私がとっさのこととはいえ固形チーズにこだわったため、自分を否定されたように思ったことでしょう。ちゃんと夕食をみんなと食べたことをあとで聞きましたが、後日チーズ入りハンバーグを作って、やっと宿題を終えた気分でした。

毎日の献立は子どもたちの希望を入れつつ調理するひとが考えます。献立表は調理したメニューを書き込み、同じメニューが重ならないようにしています。季節の行事にちなんでお節料理やちらし寿司、また卓上でお好み焼きやおなべを囲むこともあり、大勢で食べるとよりおいしく感じます。

日勤ボランティアとして無理のない範囲でということですが、職員が調理する必要がある日がまだまだたくさんあります。少し時間に余裕ができて、子どもたちと一緒に食事を楽しんでみようと思われる方、「ののさん」の仲間にお入りになりませんか？ お待ちしています！

ボランティアスタッフ 衣川民子

非行少年をのべ100人以上雇用

福岡県北九州市で3店舗のガソリンスタンドを経営する野口義弘氏（71）は、これまでにのべ約120人の保護観察中の少年や少年院退院者を積極的に雇用してきた。自社に強盗に入った少年に罪を償わせ、自社で雇用するばかりか、手厚い「生活支援」までを行ってきた社長だ。その取り組みには特筆すべきものがある。

基本的な生活習慣が身につけていないために遅刻する社員を、野口石油では見放さない。社長や従業員が家まで迎えに行く。「迎えに行くことによってその少年は、迎えにこられるから、行こうという自立心をもつ」と野口社長は指摘する。

「更生の鍵は、愛情を注ぐことと居場所を与えることだ。仕事を通してチームワークや責任感など、家庭で教わる機会がなかった社会性を身につけていく」という信念のもと、野口社長は「クラブワーク」という考え方に基づいた職場づくりをめざす。クラブワークとは、「相互に認め合いカバーしあえる関係性、助け合ってレベルを上げていける関係性」のことだという。そのために、野口石油では、「会社の社員評価は成果主義ではありません。『一生懸命さ』です。物を大切に、心のふれあいを大切に、結果ではなくその人の頑張りを互いに評価し、誉め合える世界」を重視している。

野口社長の実践は「自前」である。できるだけ多くの非行少年を雇うために役員報酬を返上するその姿は、行政からの補助金や個人および各種団体からの寄付金をアテにする経営者とは一線を画する。



野口義弘氏（1943年生まれ）
有限会社野口石油代表取締役・福岡県連合協力雇用主会会長

また、対象児の生活状況の改善を「社会的課題」として考え、行政に対して対策を働きかけている点も、野口社長の特徴だ。個人的な動機に基づいた実践を、社会的営為に発展させようとする意欲が見られる。野口社長は、事業所所在地の福岡県北九州市に働きかけ、補導や逮捕歴がある少年について、雇ってから1年以内に事業所に損害を与えた場合は最大100万円を見舞金として支払う制度を実現に導いた。これにより、対象児の雇用に踏み切る企業が増えれば、彼らを取り巻く社会環境をよくすることができるだろう。

保護観察中の少年や少年院退院者の雇用を、「企業の社会的責任」と考える野口社長のような経営者がいれば、対象児の未来は明るい。

なお、野口義弘氏に対し、児童福祉施設や少年院など退所（院）児を積極的に雇用する経営者の表彰を目的とした「第1回現代のロバート・オウエン賞」（主催：現代のロバート・オウエンを探す会）が授与された。詳しくは、2014年2月18日付朝日新聞（東京・大阪・名古屋本社版）朝刊、2014年2月19日付朝日新聞（西部本社版）朝刊を参照されたい。

理事 吉田明弘

日本子ども虐待防止学会第19回学術集会信州大会に参加して

1. はじめに

2013年12月13日から14日に開催された日本子ども虐待防止学会信州大会に参加してきました。

私は、今弁護士ですが、かつては、大学院で臨床心理学を学び、非常勤でいくつかの現場を掛け持ちしながらカウンセラーとして働いていました。その現場の一つに情緒障がい児短期治療施設があり、子ども虐待には、当時から関心を持っていました。

今回の学会参加の目的の一つとしては、当時私が心理学を学んでいたころ

（実は二けた年以上も前のこと）と 虐待を取り巻く事情についてどう変わっているかを知りたいということでした。

情緒障がい児短期治療施設では、産休職員の代替職員でしたから、働いた期間は僅かでしたが、それでも子ども達の置かれている状況の貧弱さ、すなわち虐待が生じた際の、人員数の貧弱さ、子を親から分離したあとのハード面の貧弱さを知るには十分な長さでした。かつて児童相談所の一時保護所に一日研修に行かせていただきましたが、その時の一時保護所の印象は今でも忘れられません。

2. 実際に大会で

(1) 大会規模の大きさ

信州大会では、大会シンポジウム、特別講演、4つの特別講演、国際プログラム、3つの事例検討会、50の分学会、51の口頭発表、59のポスターセッションが用意されていました。これだけの発表数があるということで、どれだけの大きな組織であるかをご理解いただけると思います。私は、大会シンポジウム、特別講演に出席し、そしてののさん企画の分科会のお手伝いをしました。

(2) 大会シンポジウム

大会シンポジウムは「子どもの虐待死を着実に減らす戦略・官民で考える目標設定と具体的行動」というタイトルで、厚生労働省大臣官房審査官、児童相談所所長、弁護士、母子保健総合医療センター、国立成育医療研究センターの方たちがそれぞれの立場で、虐待死を減らすためになができるか等の話をされました。

私は、学会の学術大会で、国の官僚ができて話をすること自体に国の取り組み姿勢が表れていて、これは昔にはなかったことと評価しながらも、児童相談所所長の話の中で、児童相談所職員たちが忙しすぎる、つまり人員が足りないという話は、ああ、これは私がかつて心理の専門家として働いていたころと変わらないと感じました。極端な言い方なのかもしれませんが、国は、官僚を学会によこすことができても、人員を補強したりすることはできないのは、官僚を学会によこすことのほうが格安ということなのでしょう。

(3) 落合恵子さんによる特別講演

特別講演の演者は、あの落合恵子さんでした。あのとつけたのは、私もともとジェンダーの問題に関心があって、カウンセラー時代も、今でいう男女共同参画センターの相談室で相談員をしており、ジェンダー問題を扱っていると、落合恵子さんの名前は当然のように頻りに目にしていたからです。「ザ・レイプ」という落合さんの作品は読まなきゃいけない本ですが読んでいない

自分に反省です。落合さんが翻訳した「愛しすぎる女たち」（著者 ロビン・ノーウッド）という本、これは何度も読み返しました。離婚事件、男女関係事件をやる弁護士、または自分が、交際相手といつも同じパターンになると悩んでいる方等にお勧めです。）

「生」落合さん、私は初めてで、正直一番楽しみにしていた演題でありました。まず、その内容以前に、お話の仕方の素晴らしいこと。声のトーン、抑揚のつけ方、内容のわかりやすさ等、引き込まれます。ラジオのパーソナリティをしていたということだけでは理由づけられない、落合さんの人柄そのものがそこに集約されているような、そんな心への響き方です。今までいろんな講演を見てきましたが、講演でこんなふうな心をはっきりと掴まれたのは初めてです。

落合さんが自分の出自とひきつけて、子どもたちを取り巻く環境、すなわち大人の存在がその子に大きな変化を与えること等を話され、私はあらためて、人はなにをするかよりも誰と出会うかによってその後の人生が大きく変わるということを強く実感しました。私たちが、子ども担当弁護士になるとき、その環境の一人として少しでも役に立てればと思いました。

(4) ののさん企画分科会

全国の子どもシェルターでは、子どもシェルターネットという集まりを作り、日本子ども虐待防止学会では毎年企画発表をしています。今年は、ののさんが企画担当ということで、「子どもシェルターの広がりから見えてきた共通認識と地域性」というタイトルで行われました。

私は会場設置のお手伝いとタイムキーパーをさせていただきました。たくさんの方にお越しいただき、イスが足りなくなり、他の分科会からイスを借り出す形でした。それでも足りずに、座っていた関係者が立ち見となるくらいで、どれだけ盛況だったかわかりいただけだと思います。

シェルターの分科会にたくさんの参加者があったことは、シェルターが必要という認識と、まだまだ被虐待児の受け入れ先（ハードの問題）が足りないという問題意識があるからだだと思います。またシェルターがあっても、その後のハードがない場合（たとえばシェルターが自立援助ホームをもたない、そもそも自立援助ホームが少ない等）どこで子どもが生活していくのかという問題はどてもとても大きな問題です。

3. 最後に

私が学会に参加した目的が達成できたかといえば、達成はできたのですが、その思いは複雑です。

子ども虐待学会の学術大会の規模がとても大きく、これだけたくさんの方が子ども虐待に取り組んでいるんだと感じることはとても心強く、自分もなにかその一部になればと思ったことは成果といえば成果ですが、その一方で、子ども虐待を取り巻く、人員面（児童相談所の職員数等）、ハード面（一時保護先の確保や、一時保護された後の行き場所等）の整備はまだまだという状況をあらためて認識しました。このことは、日本や

日本人が本当の意味で子どものことを大事にしていなかったこと、表れてあって、とてもとても悲しいことです。

私のつたない文章を読んで、みなさんがなにか子どものためにできることがあればと少しでも思っていたら私もうれしいですし、もし何をしたらわからないということであれば、ののさんに、またはののさんのような全国10か所ほど設立されている子どもシェルターにぜひ寄付をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

弁護士 分部りか

モコさんのファンになりました

2014年3月2日（日）に子どもセンターののさん開設2周年記念講演の講師として小道モコさんと久賀谷洋先生をお招きし、「まだまだ、あたし研究中 2014」と題したお話をさせていただきました。私はそれ以来、モコさんのファンになってしまいました。

1時間にわたるプレゼンでは、御自分でお書きになった多くのイラストを中心に「あたし研究」の内容を大変わかりやすく説明していただき、モコさんの「こつこつと積み上げてものごとをつくる」お人柄が伝わってきました。私は、モコさんの、ほのぼのとしたイラストが大好きになり、講演直後に「あたし研究1」「あたし研究2」の2冊とも購入しました。あれから毎日電車の中で読み、楽しんでいます。

モコさんの前向きに進んでいく生き方が大好きです。30歳を過ぎてから高機能の自閉症スペクトラムと診断された後、「あたしのスタンダード」を決めて、不得手な部分は「工夫する」ことに専念なさっています。そして「私らしくする」ことを目標になさっています。このようなモコさんに、私は心から共感します。

モコさんは今後の課題として、「あたし研究を続けること」と同時に、「常識や固定観念でできている高い壁」の向こうにいる「定型発達の人たち」との「橋渡し」になればと願っているとおっしゃいました。このNewsletterの原稿を書いている私は果たして「高い壁」のこちらにいるのか、向こうにいるのか、正直なところ、よくわからなくなってきましたが、ともあれ、モコさんは、ご講演や「描く・書く」ことで素晴らしい「橋渡し」になっていらっしゃいます。

自分でも理由はよくわからないのですが、実は講演の日に私はモコさんともっとお話したかったにも関わらず、結局モコさんにお声がけせずに帰途につきました。多分「ゆっくりしたらいい」と思ったからでしょう。またお会いできることを祈りつつ、モコさんの本を繰り返し読んでいます。

理事 桐野由美子



編集後記

本来は4月刊行を目指したニュースレターですが、ずいぶん遅れご迷惑をおかけしました。さて、昨年末に、ミネルヴァ書房より「子どものニーズをみつめる児童養護施設のあゆみ つばさ園のジェネラリスト・ソーシャルワークに基づく支援」が発刊され話題となっています。編著者の大江ひろみ氏は、シェルター「はるの家」の現施設長です。また、石塚氏、山辺氏はどちらも当センターの理事です。困難な状況を生きる子どもたちの支援に権利擁護と民主主義、暴力の否定を貫き、勤と経験だけに頼らない実践の積み重ねが記録されています。ぜひ一読を。（浦田雅夫）

NPO事務局のご連絡先など

◎入所申し込み、お問い合わせなどについては、こちらまでお願いします。

〒604-0863 京都市中京区巴町 81 みやこビル2階 NPO法人 子どもセンターののさん事務局

○ TEL : 075-254-8331 ○ FAX : 075-254-8332 ○ E-Mail: info@nonosan.org
(平日 9:00 ~ 17:00)

正会員・賛助会員、寄付を募集しています

正会員（初年度入会金 5,000 円、年会費 5,000 円）、
賛助会員（個人会員 1 口 年間 3,000 円 / 法人会員 1 口 年間 10,000 円）
を募集中です。また、寄付についても随時募集中です！
詳しくは電話または E-Mail にてお問い合わせ下さい。

入会金、会費、寄付の振込先

- 京都銀行 京都市役所前支店 普通預金 3659729
特定非営利活動法人子どもセンターののさん 理事 安保千秋
（トクヒ） コドモセンターノノサン リジ アポチアキ
- ゆうちょ銀行 ○九九支店 当座預金 0144433
特定非営利活動法人子どもセンターののさん
（トクヒ） コドモセンターノノサン

※お振込後、メール、FAX、ハガキのいずれかの方法で、事務局までお知らせ下さい。